

# 令和8年3月 維持管理情報

## 1 処分した一般廃棄物の数量(単位:t)

搬出先組合名	搬入ごみ量
中空知衛生施設組合	814.30
砂川地区保健衛生組合	423.92
北空知衛生センター組合	390.70
合計	1,628.92

※ 3組合の中継施設で処理された後に当施設へ搬入されているため、「家庭系ごみ」・「事業系ごみ」・「可燃性残渣」ごとのごみ量数値は各組合で管理している。

## 2 ごみ焼却量・燃焼ガス温度及び排ガス測定結果

区分	ごみ焼却量 (t)	燃焼室の燃焼ガス 平均温度 (°C)	集じん器入口の燃焼ガス 平均温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素 (CO) 平均濃度 (ppm)
1号炉	640.30	915	170	3
2号炉	951.81	926	170	3
自己規制値	—	—	—	30 以下
基準値	—	800 以上	200 以下	100 以下
測定位置	—	燃焼炉	集じん器入口	煙突中間

※ 燃焼ガス等の基準値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）による。

※ 測定値は、対象期間内の連続測定における平均値を示す。（記録の保存年限は、3年間となっています。）

※ 一酸化炭素は4時間平均値である。

## 3 ばいじん除去の実施記録

実施年月日	実施場所
毎日実施	ろ過式集じん器（バグフィルター）

※ ろ過式集じん器（バグフィルター）については、通常運転時に自動でパルスエアにより清掃を行っている。

※ 実施年月日は、ばいじん除去の完了した日（整備完了日）を示す。

#### 4 ばい煙濃度の測定結果

区 分		ばいじん 平均濃度 (mg/m <sup>3</sup> N)	硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> ) 平均濃度 (ppm:K値)	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> ) 平均濃度 (ppm)	塩化水素 (HCl) 平均濃度 (ppm)
測定結果	1号炉	1未満	34	78	90
	2号炉	1未満	31	58	53
自己規制値		10	50	100	100
基準値		150	約2600 (K=17.5)	250	約430
測定位置		煙突中間			
試料採取日		1号炉：令和8年2月19日、2号炉：令和8年2月18日			
検査報告日		令和8年3月13日			

※ ばい煙の基準値は、大気汚染防止法施行規則による。

※ 測定は、年2回実施する。(実施予定月：8月、2月)

※ ばい煙濃度の「検査報告日」は、運営管理業務委託会社からの報告を受けた日であり、計量証明発行日とは異なる。

#### 5 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	試料採取日	検査報告日
1号炉	0.00026	令和8年2月19日	令和8年3月19日
2号炉	0.00006	令和8年2月18日	令和8年3月19日
自己規制値	1	—	—
基準値	5	—	—
測定位置	煙突中間	—	—

※ 基準値は、ダイオキシン類対策措置法施行規則による。

※ 測定は、年2回実施する。(実施予定月：8月、2月)

※ ダイオキシン類濃度の「検査報告日」は、運営管理業務委託会社からの報告を受けた日であり、計量証明発行日とは異なる。

#### 6 排ガス中の水銀濃度測定結果

区 分	測定結果 (μg/m <sup>3</sup> N)	試料採取日	検査報告日
1号炉	1.9	令和8年2月19日	令和8年3月13日
2号炉	1	令和8年2月18日	令和8年3月13日
自己規制値	—	—	—
基準値	50	—	—
測定位置	煙突中間	—	—

※ 基準値は、大気汚染防止法施行規則による。

※ 測定は、年2回実施する。(実施予定月：8月、2月)

※ 水銀濃度の「検査報告日」は、運営管理業務委託会社からの報告を受けた日であり、計量証明発行日とは異なる。